令和８年度地域少子化対策重点推進交付金事業

令和
８年度

郡上市
結婚新生活支援補助金



補助金額

夫婦ともに39歳以下
最大 30 万円

夫婦ともに29歳以下
最大 60 万円

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。
※本事業は令和８年度をもって終了します。
よって、令和９年度の交付は行いません。

補助対象
住居費および引越し費用

・新居となる住宅の購入、建築費
・リフォーム費
・住宅の賃料、礼金、敷金、共益費、仲介手数料
（賃料・共益費は上限３ヶ月分）
・引越しにかかった費用
（引越し業者または運送業者へ支払った費用）

※令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に支払われたものに限ります。

対象世帯、対象経費の要件については
裏のチェックシートをご確認ください

お問い合わせ

郡上市役所　市民生活部市民協働課
0575-67-1831
kyodo@city.gujo.lg.jp

申請を希望される方は
事前にご相談ください

郡上市 HP

郡上市結婚新生活支援補助金（令和８年度）対象

セルフチェックシート

※以下の要件に当てはまる方は、補助対象となる可能性があります。

※令和８年度中に申請書類をご提出いただく必要があります。

対象世帯

- [] 令和８年１月１日から令和９年３月31日の間に婚姻届を提出している
- [] 婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下である
- [] 申請対象となる住居が郡上市内にある
- [] 夫婦の両方、または一方が申請対象の住居に住民登録がある
- [] 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である

●所得金額	①夫	円
	②妻	円
●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額	③夫	円
	④妻	円
夫婦の所得額の合計（①＋②－③－④）		円

（所得の確認方法）

〇住民税を勤務先を通じて納付する方

→住民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」

給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます。

〇上記以外の方

→市民税・県民税の納付通知書の総所得と他の所得（分離譲渡所得等）の合計

〇所得額が不明な場合は、税務課で発行する所得証明書で確認いただけます。

（手数料300円）

- [] 夫婦ともに郡上市の市税・使用料等を滞納していない
- [] 夫婦ともに２年以上市内に居住する意思がある
- [] 夫婦ともに市が指定する結婚・妊娠・共育てに関する講座等を受講している
- [] 郡上市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない
- [] 過去に「結婚新生活支援補助金」を受けたことがない（他市町村での結婚新生活支援事業も含む）

対象経費（令和８年４月１日～令和９年３月３１日支払い分に限る）

- [] 住居費、引っ越し費用に対して他の公的補助を受けていない
- [] 住居取得やリフォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである
- [] 住宅取得やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日、契約日が婚姻日から遡って１年以内である
- [] 費用の支払いは夫婦のいずれかである